別表第4 (第3条関係): 横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の	方法
農産物缶詰及	名称	次に定めるところにより表示する	5.
び農産物瓶詰		① 農産物(精米を除く。)を詰	めたもの(農産物の加工品とと
		もに詰めたものを除く。)	
		イ 農産物の名称は, グリンヒ	ピース,みかん等とその最も一般
		的な名称をもって表示する。	ただし,フルーツカクテルにあ
		っては「フルーツカクテル」	と、フルーツカクテル以外の2
		種類以上の農産物を詰めたす	らのにあっては「2種混合果実」,
		「3種混合野菜」,「混合農産	崔物」等と表示する。
		ロ 充てん液を加えたものにな	あっては、イに規定する表示の文
		字の次に,「・」を付して充	てん液の種類の名称を果実のみ
		を詰めたものにあっては表こ	1,それ以外のものを詰めたもの
		にあっては表2に掲げる表え	示の方法により表示する。
		ハ 充てん液を加えていない。	らのにあっては、イに規定する表
		示の文字の次に,「・」を付	して「ドライパック」と表示す
		ることができる。	
		ニーイの規定にかかわらず、こ	アスパラガスのロングスピアー,
		スピアー又はチップを詰め†	きもののうち, 色の区分をしてい
		るものにあっては「アスパラ	ラガス・水煮(ホワイト)」等と
		色の区分を表示し、色の区分	分をしていないものにあっては
		「アスパラガス・水煮(色》	昆合)」と表示し,グリンピース
		のもどし豆にあっては「グリ	「ンピース」の文字の次に括弧を
		付して「もどし豆」と表示し	,,マッシュルーム (ホワイト種
		のものを除く。) にあっては	「マッシュルーム」の文字の次
		に括弧を付して「クリーム種	重」又は「ブラウン種」とその品
		種を表示し, ももにあっては	【果実の名称を「白もも」 又は「黄
		もも」の別に表示し, なしに	あっては果実の名称を「洋なし」
		又は「和なし」の別に表示す	けること。
		表 1	
		充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
		1 水(水に果実の搾汁を加	「水づけ」と表示する。
		えたもので,果実の搾汁(濃	
		縮したものを搾汁の状態に	
		戻したものを含む。以下,	
		農産物缶詰及び農産物瓶詰	
		の項において同じ。)の容量	
		が水の容量以下のものを含	
		む。) のみのもの	
		2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と表示する。
		3 果実の搾汁に水を加えた	「果汁づけ(水入り)」と表示
		もので、果実の搾汁の容量	する。
		が水の容量を超えるもの	

	T	
4 水 (水	可溶性固形分が	「シラップづけ(エキストラ
に果実の	10%以上1	ライト)」と表示する。
搾汁を加	4%未満の場合	
えたもの	可溶性固形分が	「シラップづけ(ライト)」と
で、果実	1 4 %以上1	表示する。
の搾汁の	8%未満の場合	
容量が水	可溶性固形分が	「シラップづけ(ヘビー)」と
の容量以	18%以上2	表示する。
下のもの	2%未満の場合	
を含む。)	可溶性固形分が	「シラップづけ(エキストラ
に砂糖類	22%以上の場	ヘビー)」と表示する。
を加えた	合	
もの		
5 果実の	可溶性固形分が	「果汁づけ(加糖・エキスト
搾汁に砂	10%以上1	ラライト)」と表示する。
糖類を加	4 %未満の場合	
えたもの	可溶性固形分が	「果汁づけ (加糖・ライト)」
	1 4 %以上1	と表示する。
	8%未満の場合	
	可溶性固形が1	「果汁づけ (加糖・ヘビー)」
	8%以上22%	と表示する。
	未満の場合	
	可溶性固形分が	「果汁づけ(加糖・エキスト
	22%以上の場	ラヘビー)」と表示する。
	合	
6 果実の	可溶性固形分が	「シラップづけ(エキストラ
搾汁に水	10%以上1	ライト)(果汁入り)」と表示
を加えた	4%未満の場合	する。
もので,	可溶性固形分が	「シラップづけ(ライト)(果
果実の搾		汁入り)」と表示する。
汁の容量		
が水の容		「シラップづけ(ヘビー)(果
量を超え		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
るものに	未満の場合	·
砂糖類を	可溶性固形分が	「シラップづけ(エキストラ
加えたも		ヘビー)(果汁入り)」と表示
の	合	する。
7 1から	6まで以外の充て	充てん液の内容を表す最も一
ん液	-	般的な充てん液の種類の名称
		を表示する。
		-

	表 2	
	充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
	1 水又は水に食塩,砂糖類	「水煮」と表示する。ただし,
	等(しょうゆを除く。)を加	豆類、スイートコーン、アス
	えたもの(製品特性上「水	パラガス,マッシュルーム及
	煮」と表示することが適当	びなめこの水煮を詰めたもの
	でない程度に砂糖類等を加	にあっては、「水煮」の用語を
	えたものを除く。)	省略することができる。
	2 水にしょうゆ及び砂糖類	「味付」と表示する。
	を加えたもの又はこれらに	
	その他の調味料を加えたも	
	0	
	3 バターソース, クリーム	「調味液づけ」と表示する。
	ソース等の調味液	ただし、「バターソースづけ」、
		「クリームソースづけ」等と
		表示することができる。
	4 1から3まで以外の充て	充てん液の内容を表す最も一 いたなする。 注のほどのなび
	ん液	般的な充てん液の種類の名称
		を表示する。
	② 農産物の加工品又は精米を	
		け露煮」,「ゆであずき」,「赤飯」 ぬねを飲むまってままする
	等とその内容を表す最も一般に	のる重量の割合の高いものから順
床的 杆石 	に、次に定めるところにより表	
	, -	ス」、「みかん」、「白もも」、「洋な」
		夏腐」,「こんにゃく」,「みかん果」
		しょうゆ」等とその最も一般的な
	-, -, -,	し、うんしゅうみかんにあっては
		ニン、然の工士(リンナー 一)に「工

- 「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあっては「香 辛料」と表示することができる。
- ② 使用した農産物が2種類以上の場合にあっては、①の本文の 規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の 次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、 原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ③ 使用した果汁が2種類以上の場合にあっては、①の本文の規 定にかかわらず,「果汁」の文字の次に,括弧を付して,「みか ん, ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順 に表示する。
- ④ 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあ っては、①の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の 文字の次に,括弧を付して,「濃縮還元」と表示する。
- ⑤ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液 糖」,「果糖ぶどう糖液糖」,「高果糖液糖」等とその最も一般的

		な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ⑥ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、⑤の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混
		合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ② 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。
トマト加工品	名称	次に定めるところにより表示する。 ① トマトジュースにあっては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあっては「トマトケチャップ」と、トマトケチャップにあっては「トマトケチャップ」と、トマトケチャップにあっては「チャースにあっては「トマトリソース」と、トマト果汁飲料にあっては「トマトピューレー」と、トマトピューレーにあっては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあっては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース(濃縮トマト還元)」と表示する。 ② 固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあっては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあっては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあっては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と表示する。
	原材料名	次に定めるところにより表示する。 ① トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表

示する。

- ロ 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。
- ハ ロの規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の 文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高 いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な 名称をもって表示することができる。この場合において、表 示する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び 括弧を省略することができる。
- 二 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合系どう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「型性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ホ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- へ イからホまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
- ② トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
 - イ トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース(濃縮トマト還元)」と表示する。
 - ロ 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては,「野菜ジュース」の文字の次に,括弧を付して,原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」,「セル

	T-	<u></u>
		リー (濃縮還元)」,「にんじん」,「パセリ (粉末還元)」等
		と表示する。
		ハートマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを
		濃縮したもの以外のものにあっては、①の口からへまでの規
		定に従い表示する。
		③ トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料
		を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定め
		るところにより表示する。
		イトマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュー
		ス」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマ
		トペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマ
		トピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示
		することができる。
		ロトマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペー
		スト以外のものにあっては、①の口からへまでの規定に従い
		表示する。
乾しいたけ	名称	「乾しいたけ」と表示する。ただし、薄切りしたものにあっては、
		名称の次に括弧を付して,「スライス」と表示し, どんこ以外の
		乾しいたけの混入が重量で30%以下のものにあっては「乾しい
		たけ(どんこ)」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で
		30%以下のものにあっては「乾しいたけ(こうしん)」と表示
		することができる。
	原材料名	「しいたけ」と表示する。ただし、原木栽培のものにあっては「原
		木」と、菌床栽培のものにあっては「菌床」と、原木栽培及び菌
		床栽培によるしいたけを混合したものにあっては原材料に占め
		る重量の割合の多いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原
		木」と、「しいたけ」の文字の次に括弧を付して表示する。
農産物漬物	名称	次に定めるところにより表示する。
		① たくあん漬けにあっては「たくあん漬」と、たくあん漬け以
		外の農産物ぬか漬け類にあっては「ぬか漬」と、ふくじん漬け
		にあっては「ふくじん漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しょ
		うゆ漬類にあっては「しょうゆ漬」と、なら漬けにあっては
		「なら漬」と、刻みなら漬けにあっては「刻みなら漬」と、わ
		さび漬けにあっては「わさび漬」と、山海漬けにあっては「山
		海漬」と、なら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け
		以外の農産物かす漬け類にあっては「かす漬」と、らっきょう
		酢漬けにあっては「らっきょう酢漬」又は「らっきょう甘酢漬」
		と、しょうが酢漬けにあっては「しょうが酢漬」又は「しょう
		が甘酢漬」と、らっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農
		産物酢漬け類にあっては「酢漬」と、梅漬けにあっては「梅漬」
		(小梅を使用したものにあっては、「小梅漬」)と、梅干しにあ
		っては「梅干」(小梅を使用したものにあっては、「小梅干」)
		と、調味梅漬けにあっては「調味梅漬」(小梅を使用したもの

にあっては、「調味小梅漬」)と、調味梅干しにあっては「調味 梅干」(小梅を使用したものにあっては、「調味小梅干」)と、 梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農 産物塩漬け類にあっては「塩漬」と、農産物みそ漬け類にあっ ては「みそ漬」と、農産物からし漬け類にあっては「からし漬」 と、べったら漬けにあっては「べったら漬」と、べったら漬け 以外の農産物こうじ漬け類にあっては「こうじ漬」と、農産物 もろみ漬け類にあっては「もろみ漬」と、はくさいキムチにあ っては「はくさいキムチ」又は「キムチ」と、はくさい以外の 農産物キムチにあっては「農産物キムチ」と、これら以外の農 産物赤とうがらし漬け類にあっては「赤とうがらし漬」と、こ れら以外の農産物漬物類にあっては「漬物」と表示する。ただ し、ふくじん漬け、刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬け、ら っきょう酢漬け、梅漬け、梅干し、調味梅漬け、調味梅干し、 農産物からし漬け類及び農産物もろみ漬け類以外の農産物漬 物のうち, 薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの(農産物赤 とうがらし漬け類にあっては、主原料のものに限る。) にあっ ては、名称の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と表 示する。

- ② 1種類の原材料を漬けたもの(はくさいキムチ及びはくさい以外の農産物キムチを除く。)にあっては、①の規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしょうゆ漬」、「きゅうり酢漬」、「きゅうりみそ漬」等と表示することができる。
- ③ はくさい以外の農産物キムチにあっては、①の規定にかかわらず、主原料の最も一般的な名称により「きゅうりキムチ」、「だいこんキムチ」、「にんにくキムチ」等と表示することができる。

原材料名

使用した原材料を、次の①及び②の順に、それぞれ①及び②に定めるところにより表示する。

- ① 漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。ただし、漬けた原材料が5種類(内容重量が300g以下のものにあっては、4種類)以上のものにあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に4種類(内容重量が300g以下のものにあっては、3種類)以上を表示し、その他の原材料を「その他」と表示することができる。
- ② 漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の文字の次に 括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量 の割合の高いものから順に表示する。

イ 砂糖類以外の原材料にあっては、「米ぬか」、「食塩」、「と うがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名 称をもって表示する。ただし、米ぬかその他のぬか類にあっ

		マロ「なりな」」 こうきょ (曲寺は土) こうきょ せいか
		ては「ぬか類」と、とうがらし(農産物赤とうがらし漬け類に使用するものを除く。)その他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。 ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、
		砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合等とう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示するこ
		とができる。 ハ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併
		用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖 混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう 糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は 「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混 合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖
	添加物	ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖 液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表 示することができる。 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順
		に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ジャム類	名称	 次に定めるところにより表示する。 ① ジャムのうち、1種類の果実等を使用したものにあっては当該果実等の名称を冠して「いちごジャム」、「りんごジャム」,「りんごジャム」,「あんずジャム」等と、2種類以上の果実等を使用したものにあっては「ミックスジャム」と表示する。 ② マーマレードにあっては「マーマレード」と、ゼリーにあっては「ゼリー」と表示する。 ② プレザーブスタイルになっては、①の担定により表示する。
	原材料名	 ③ プレザーブスタイルにあっては、①の規定により表示する文字の次に「(プレザーブスタイル)」と表示することができる。 使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。 ① 「いちご」、「りんご」、「なつみかん」、「ぶどう」、「みかん」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「還元麦芽糖水あめ」、「はちみつ」、「ワイン」、「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をも

つて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、上、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・蒸性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・臭性化液糖」と、砂糖混合に、果糖液糖、とう難液糖、又は「砂糖・果糖液糖、とう難液糖、又は「砂糖・果性化液糖」と表示することができる。 ② 2種類以上の果実等を使用したものについて、①の規定にかかわらず、「果実等」(果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」)の文字の次に、括弧を付して当該果実等の名称を「いちこ、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあっては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。 ② 2種類以上の砂糖類を使用したものについて、①の規定にかかわらず、「砂糖製」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「いか糖」などり、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合合・できる。 ※ 2種類以上の砂糖類を使用したものについて、①の規定にかかわらず、「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合合、重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合合は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合合。果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合合。果糖液糖」では一砂糖・高果糖液糖。又は「砂糖・医性化液糖」と表示する。ただし、業多条1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋、等と表示する。 ② 手延べ干しそば以外の干しをはにあっては「干しそば」と表示する。 ② 手延べ干しそば以外の干しをがしたあっては「干しをしく変素を表示する。 ② 手延べ干しそば以外の干しもんにあっては「干しをしく変素でな、と表でと、、長径1、7mm以上に成形したものにあっては「干しをわる」と、報を4、5 mm以上とし、かつ、厚さを2、0 mm 未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、幅を4、5 mm以上とし、かつ、厚さを2、0 mm 未満の帯状			マー 医科例によばえる目の間への言いてのことはによって
と表示することができる。 添加物 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略は適用しない。 内容量 第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。 ① 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しとば以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、			液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ② 2種類以上の果実等を使用したものについて、①の規定にかかわらず、「果実等」(果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」)の文字の次に、括弧を付して当該果実等の名称を「いちご、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあっては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。 ③ 2種類以上の砂糖類を使用したものについて、①の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「砂糖、水あめ」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖
内容量 第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか,2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。 ① 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、		添加物	と表示することができる。 使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただ
内容量 第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。 ② 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、			
るほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。 ② 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、		 内容量	- v
等と表示する。		1 474 🕮	
乾めん類 次に定めるところにより表示する。 ① 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7 mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3 mm以上1.7 mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3 mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、			
 ① 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、 	おみり粉	夕新	V V V V V V
「そば」と表示する。 ② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上 1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」, 「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、	単位の人の実	泊州	
② 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と表示する。ただし、長径1.7 mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3 mm以上1.7 mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3 mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、			
は「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3 mm以上 1.7 mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」, 「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3 mm未満に成 形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、			
1. 7 mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」, 「ひやむぎ」又は「細うどん」と,長径を1. 3 mm未満に成 形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と,			示する。ただし、長径1.7mm以上に成形したものにあって
「ひやむぎ」又は「細うどん」と,長径を1.3 mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と,			
形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、			
Mac 4. 3 M M 以上とし、パン、厚さを 2. U M M 木楠の帯状			

- に成形したものにあっては「干しひらめん」,「ひらめん」,「き しめん」又は「ひもかわ」と,かんすいを使用したものにあっ ては「干し中華めん」又は「中華めん」と表示することができ る。
- ③ 手延べ干しそばにあっては「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と表示する。
- ④ 手延べ干しめんにあっては「手延べ干しめん」と表示する。ただし、長径が1.7mm以上に成形したものにあっては「手延べうどん」と、長径が1.7mm未満に成形したものにあっては「手延べひやむぎ」又は「手延べそうめん」と、幅を4.5mm以上とし、かつ、厚さを2.0mm未満の帯状に成形したものにあっては「手延べひらめん」、「手延べきしめん」又は「手延べひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「手延べ干し中華めん」又は「手延べ中華めん」と表示することができる。

原材料名

使用した原材料を,次に定めるところにより表示する。

- ① めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たんぱく」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ② 調味料,やくみ等を添付したものにあっては,めんの原材料は,①の規定にかかわらず,「めん」の文字の次に,括弧を付して「小麦粉」,「そば粉」,「やまのいも」,「食塩」,「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ③ 添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及びその他の砂糖類にあっては、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。
- ④ 添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

添加物

次に定めるところにより表示する。

- ① 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
- ② ①の本文の規定にかかわらず、添加物を、めんに添加したも

	内容量	の,添付してある調味料,やくみ等に添加したものに区分して, それぞれ「めん」,「添付調味料」,「つゆ」,「たれ」,「やくみ」 等の文字の次に括弧を付して原材料名に併記しないで表示す ることができる。 第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め るほか,調味料,やくみ等を添付したものにあっては,内容重量 及びめんの重量をg又はkgの単位で,単位を明記して表示す る。
即席めん	原材料名	第3条第1項の表の原材料の項の2に定めるほか,使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に,次に定めるところにより表示する。 ① めんにあっては,「めん」(油処理により乾燥したものにあっては,「油揚げめん」)の文字の次に括弧を付して「小麦粉」,「そば粉」,「植物性たん白」,「卵粉」,「食塩」,「植物油脂」,「ラード」,「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって表示する。 ② 添付調味料及びかやくにあっては,「鶏肉エキス」,「しょうゆ」,「糖類」,「香辛料」,「油揚げ」,「もち」,「メンマ」,「野菜天ぷら」,「牛肉」,「えび」,「卵」,「植物性たんぱく」,「のり」,「ねぎ」,「わかめ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
	添加物	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか,添付調味料又はかやくを添付したものにあっては,内容重量及びめんの重量をgの単位で,単位を明記して表示する。
マカロニ類	名称	「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、2.5 mm以上の太さの管状又はその他の形状 (棒状又は帯状のものを除く。) に成形したものにあっては「マカロニ」と、1.2 mm以上の太さの棒状又は2.5 mm未満の太さの管状に成形したものにあっては「スパゲッティ」と、1.2 mm未満の太さの棒状に成形したものにあっては「バーミセリー」と、帯状に成形したものにあっては「メードル」と表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める 重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ ろにより表示する。 ① 原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦 粉」、「強力小麦のファリナ」又は「強力小麦粉」等と多いもの から順に表示する。 ② 原料小麦粉以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそ う」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的

		な名称をもって表示する。
	添加物	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
パン類	名称	食パンにあっては「食パン」と、菓子パンにあっては「菓子パン」と、その他のパンにあっては「パン」と表示する。ただし、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあっては、「カットパン」と表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に,「小麦粉」,「食塩」,「砂糖」,「ショートニング」,「シナモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,砂糖その他の砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と,シナモンその他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。
	内容量	次に定めるところにより表示する。 ① 内容数量を表示する。ただし、1個のものにあっては、表示を省略することができる。 ② ①の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあっては、内容重量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示することができる。
凍り豆腐	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と表示する。 ② ①に規定する名称の文字の次に、括弧を付して、さいの目、 細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れ たものにあっては「さいの目」、「粉末」等その形状を、調味料 を添付したものにあっては「調味料付き」と表示する。ただし、 容器包装を通して中身が見える場合にあっては、形状の表示を 省略できる。
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める 重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ ろにより表示する。 ① 凍り豆腐の原材料は、「大豆」と表示する。ただし、調味料 を添付したものにあっては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は 「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と表示する。 ② 調味料を添付した場合における添付してある調味料の原材 料は、「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占 める重量の割合の高いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、 「かつおエキス」等と表示する。
	添加物	次に定めるところにより表示する。 ① 使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い,凍り豆腐(調味料を添付したものにあっては,当該調味料を除く。)

		に添加したものにあっては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあっては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して表示する。 ② ①の規定にかかわらず、添加物を、凍り豆腐(調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したもの及び添付してある調味料に添加したものに区分して、それぞれ「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」及び「添付調味料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
	内容量	次に定めるところにより表示する。 ① 内容重量を,g又はkgの単位で,単位を明記して表示する。 ② さいの目,細切りその他の形状に切断したもの,粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであって,内容重量が300g未満のものにあっては,①に定める内容重量のほか,内容個数を表示する。 ③ 調味料を添付したものにあっては,凍り豆腐(添付してある調味料を除く。)の内容重量及び内容個数(②に該当する場合に限る。)を,「凍り豆腐」,「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに,添付してある調味料の内容重量を,「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する
ハム類	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 骨付きハムにあっては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。 ② ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、①に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める 重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ ろにより表示する。 ① 原料肉は、骨付きハム及びボンレスハムにあっては「豚もも 肉」と、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と、ショルダー ハムにあっては「豚肩肉」と、ベリーハムにあっては「豚ばら 肉」と、ラックスハムにあっては「豚肩肉」、「豚ロース肉」又 は「豚もも肉」と表示する。 ② 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん 白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的 な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから 順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液

	1	
	添加物	糖及び高果糖液糖にあっては「み糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合系どう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合系とう糖、砂糖及び砂糖混合系とが糖素を併用する場合、以砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
	1000月190	
		に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただ
		し,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は
	ļ , ,,	適用しない。
プレスハム	名称	次に定めるところにより表示する。
		① 「プレスハム」と表示する。
		② ブロック, スライス又はその他の形状に切断して容器包装に
		入れられたものにあっては、①に定める表示の文字の次に、括
		弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の①から③までの区分により、原材料に占
		める重量の割合の高いものから順に、それぞれ①から③までに定
		めるところにより表示する。
		めることうにより扱うがある。
		① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛
		① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから
		① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
		① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、
		 ① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、
		 ① 肉塊は,「肉塊」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは,「つなぎ」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「うさぎ肉」,「でん粉」,「小麦粉」,「コーンミール」,「植物性たん白」,「乳たん白」
		 ① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割
		 ① 肉塊は,「肉塊」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは,「つなぎ」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「うさぎ肉」,「でん粉」,「小麦粉」,「コーンミール」,「植物性たん白」,「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
		 ① 肉塊は,「肉塊」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは,「つなぎ」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「うさぎ肉」,「でん粉」,「小麦粉」,「コーンミール」,「植物性たん白」,「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ③ 肉塊及びつなぎ以外の原材料は,次に定めるところにより表
		 ① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ③ 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。
		 ① 肉塊は,「肉塊」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは,「つなぎ」の文字の次に,括弧を付して,「豚肉」,「牛肉」,「馬肉」,「マトン」,「山羊肉」,「うさぎ肉」,「でん粉」,「小麦粉」,「コーンミール」,「植物性たん白」,「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ③ 肉塊及びつなぎ以外の原材料は,次に定めるところにより表

	添加物	名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合に表示し、砂糖及び砂糖混合が糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
混合プレスハム	原材料名	 適用しない。 次に定めるところにより表示する。 ① 「混合プレスハム」と表示する。 ② ブロック,スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、①に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。 使用した原材料を、次の①から③までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ①から③までに定めるところにより表示する。 ① 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「まぐろ」、「かじき」、「しいら」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「たら」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

③ 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表 示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん 白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な 名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順 に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖 及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶど う糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂 糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては 「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、 砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂 糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、イの規定にかかわ らず,「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に,括弧を付して, 「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いもの から順に表示し,砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用 する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混 合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖 液糖」と,砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂 糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶ どう糖果糖液糖を併用する場合,砂糖及び砂糖混合果糖ぶど う糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖 を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示す ることができる。 添加物 使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順 に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただ し、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は 適用しない。 ソーセージ 次に定めるところにより表示する。 名称 ① クックドソーセージ イ ボロニアソーセージにあっては「ボロニアソーセージ」と、 フランクフルトソーセージにあっては「フランクフルトソ ーセージ」と、ウインナーソーセージにあっては「ウインナ ーソーセージ」と、リオナソーセージにあっては「リオナソ ーセージ」と、レバーソーセージにあっては「レバーソーセ ージ」と、レバーペーストにあっては「レバーペースト」と、 ボロニアソーセージ, フランクフルトソーセージ, ウインナ ーソーセージ, リオナソーセージ, レバーソーセージ及びレ バーペースト以外のクックドソーセージにあっては「クック ドソーセージ」と表示する。ただし、1種類の家畜若しくは 家きん又はこれに同種類の原料臓器類を使用し,原料魚肉類 を加えていないボロニアソーセージ, フランクフルトソーセ ージ又はウインナーソーセージにあっては, それぞれ「○○

- ソーセージ (ボロニア)」,「○○ソーセージ (フランクフルト)」又は「○○ソーセージ (ウインナー)」(○○は,「ポーク」,「ビーフ」,「チキン」等の食肉の種類とする。)と表示することができる。
- ロ ブロック, スライス又はその他の形状に切断して包装した ものにあっては, イに定める表示の文字の次に, 括弧を付し て,「ブロック」,「スライス」等その形状を表示する。ただ し, イのただし書に定める場合は,「ボロニア」,「フランク フルト」等とあるのは,「ボロニア・ブロック」,「フランク フルト・スライス」等と表示する。
- ② セミドライソーセージ及びドライソーセージ
 - イ セミドライソーセージにあっては「セミドライソーセージ」と、ドライソーセージにあっては「ドライソーセージ」と表示する。ただし、原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ又はドライソーセージにあっては、それぞれ「ソフトサラミソーセージ」又は「サラミソーセージ」と表示する。
 - ロ ブロック, スライス又はその他の形状に切断して包装した ものにあっては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付 して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
- ③ 加圧加熱ソーセージ
 - イ「加圧加熱ソーセージ」と表示する。
 - ロ 加圧加熱ソーセージであって、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ又はリオナソーセージに該当するものにあっては、イの規定にかかわらず、「加圧加熱ボロニアソーセージ」、「加圧加熱フランクフルトソーセージ」、「加圧加熱ウインナーソーセージ」又は「加圧加熱リオナソーセージ」と表示することができる。
 - ハ ブロック, スライス又はその他の形状に切断して包装した ものにあっては, イ及びロに定める表示の文字の次に, 括弧 を付して,「ブロック」,「スライス」等その形状を表示する。
- ④ 無塩漬ソーセージ
 - イ「無塩せきソーセージ」と表示する。
 - ロ 無塩漬ソーセージであって、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージに該当するものにあっては、イの規定にかかわらず、「無塩せきボロニアソーセージ」、「無塩せきフランクフルトソーセージ」又は「無塩せきウインナーソーセージ」と表示することができる。
 - ハ ブロック, スライス又はその他の形状に切断して包装した ものにあっては, イ及び口に定める表示の文字の次に, 括弧 を付して,「ブロック」,「スライス」等その形状を表示する。 ニ 無塩漬ソーセージであって, 加圧加熱殺菌したものにあっ

ては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「加圧加熱」(ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、「ブロック・加圧加熱」、「スライス・加圧加熱」等)と表示する。

原材料名

使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に,次に定めるところにより表示する。

- ① 「豚肉」,「グリンピース」,「豚脂肪」,「牛じん臓」,「鯨肉」,「でん粉」,「食塩」,「砂糖」,「たん白加水分解物」,「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし,ぶどう糖果糖液糖,果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と,砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と,砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ② 使用した畜肉,種もの又は結着材料が2種類以上である場合は、①の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ③ レバーソーセージ及びレバーペーストに使用する肝臓は,① の規定にかかわらず,「肝臓」の文字の次に,括弧を付して,「豚,牛」等と,家畜,家きん及び家兎の別の種と類名を併記した名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし,家畜,家きん又は家兎の肝臓が1種類の場合は,「豚肝臓」等と表示する。
- ④ 魚肉は、①の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括 弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称を もって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示す る。
- ⑤ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、①の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖を高果糖液糖を併用する場合は「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
混合 ソーセージ	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 「混合ソーセージ」と表示する。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあっては、「加圧加熱混合ソーセージ」と表示する。 ② ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、①に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次の①から④までに定めるところにより表示する。 ① 「豚肉」、「鯨肉」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「グリンピース」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖、糖及び高果糖液糖にあっては「砂糖・素性・治糖・素性・治糖・素性・治糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ② 使用した畜肉、種もの又は結着材料が2種類以上である場合は、①の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ③ 魚肉は、①の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ・使用した砂糖類、2種類以上の場合は、①の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、よどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・系どう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・系どう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖を併用する場合は「砂糖を併用する場合は「砂糖を併用する場合は「砂糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を併用する場合、砂糖を開まなどの砂糖を摂取りまたで、砂糖・食品、砂糖を洗していために、

	添加物	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ベーコン類	名称	次に定めるところにより表示する。 ① ベーコンにあっては「ベーコン」と、ロースベーコンにあっては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。 ② ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、①に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める 重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるところにより表示する。 ① 原料肉は、ベーコンにあっては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーベーコンにあっては「豚にカース肉」と、ショルダーベーコンにあっては「豚肩肉」と表示する。 ② 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。たじし、砂糖・選性化液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・系だう糖果糖液糖に入び、一般糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・悪どう糖液糖を併用する場合は「砂糖・農糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合に多糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖が糖素を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合系とう糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示する。とができる。
	添加物 	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は

		適用しない。
畜産物缶詰及	名称	次に定めるところにより表示する。
び畜産物瓶詰		① 食肉缶詰又は食肉瓶詰
		イ 使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名称を次の表
		に掲げる表示の方法により表示する。
		ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的
		な名称をもって表示する。
		ハ 小肉片,ほぐし肉,ひき肉,骨付の食肉又はくし刺しの食
		肉を詰めたものにあっては、イの調味液の種類の名称の次に
		括弧を付して,「小肉片」,「ほぐし肉」,「ひき肉」,「骨付」
		又は「くしざし」と表示する。
		② 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰
		イ 「やきとり」と表示する。ただし,くし刺しのものにあっ
		ては、「やきとり(くしざし)」と表示する。
		ロ 「やきとり」又は「やきとり(くしざし)」の表示の次に,
		主な特徴となる香味(しょうゆに係る香味を除く。)に係る
		原材料が明らかとなるように「(塩味)」等と併記する。
		③ ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰
		ばら肉を使用したものにあっては「ベーコン」と、ロース肉
		を使用したものにあっては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものになっては「シュルダージュコン」と表示する。
		したものにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。ただし し、スライス等したものにあっては、「ベーコン」等の文字の
		次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。
		(4) ハム缶詰又はハム瓶詰
		骨を除いたもも肉を使用したものにあっては「ボンレスハ
		ム」と、ロース肉を使用したものにあっては「ロースハム」と、
		肩肉を使用したものにあっては「ショルダーハム」と、ばら肉
		を使用したものにあっては「ベリーハム」と表示する。ただし、
		スライス等したものにあっては、「ボンレスハム」等の文字の
		次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。
		⑤ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰
		ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが20mm
		未満のもの(牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除
		く。) にあっては「ウインナーソーセージ」と,ケーシングと
		して豚腸を使用したもの又は太さが20mm以上36mm未
		満のもの(牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除
		く。)にあっては「フランクフルトソーセージ」と,ケーシン
		グとして牛腸を使用したもの又は太さが36mm以上のもの
		(豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。) にあ
		っては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えた
		ものを使用し、臓器及び可食部分(豚脂肪層を除く。)、魚肉並してに焼肉な切らていないものです。マセクジュリカスを
		びに鯨肉を加えていないものであって水分が35%を超え5
		5%以下のものにあっては「セミドライソーセージ」と、食肉

に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並び に鯨肉を加えていないものにあっては「リオナソーセージ」と 表示する。ただし、スライス等したものにあっては、「ボロニ アソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等 と表示する。

- ⑥ コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフを詰めたものにあっては「コンビーフ」と、コン ビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあっては「コーン ドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの(牛 肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限 る。)を詰めたものにあっては、「ニューコーンドミート」又は 「ニューコンミート」と表示することができる。
- ⑦ 無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰 「無塩せきコンビーフ」と表示する。
- ⑧ ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰「ランチョンミート」と表示する。
- ⑨ 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰 使用した卵の名称の次に、「水煮」と表示する。
- ⑩ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰
 - イ 「豚肉しょうが焼」,「鶏そぼろ」,「牛もつ味噌煮」,「うずら卵味付」等と,その内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。
 - ロ 食肉及びその加工品(調味,ばい焼又は塩漬したものに限る。)(以下,「食肉等」という。)の小肉片,ほぐし肉,ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあっては,イの名称の次に括弧を付して,それぞれ「小肉片」,「ほぐし肉」,「ひき肉」又は「骨付」と表示する。ただし,イの名称から小肉片,ほぐし肉,ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

調味液の種類	調味液の種類の表示の方法
水又は水に食塩等(しょうゆ,	「水煮」と表示する。
食酢及び食用油脂を除く。)を	
加えたもの	
水にしょうゆ及び砂糖類を加	「味付」と表示する。
えたもの又はこれらにその他	
の調味料若しくは香辛料等を	
加えたもの	
食酢又は食酢に香辛料等を加	「酢漬」と表示する。
えたもの	
食用油脂又は食用油脂に香辛	「油漬」と表示する。
料等を加えたもの	
トマトソース等の調味液	「調味液漬」と表示する。た

だし,「トマトソース漬」,「ク リームソース漬」等と表示す ることができる。

原材料名

使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に次に定めるところにより表示する。

- ① 「牛肉」,「豚肝臓」,「牛舌」,「鶏卵」,「しょうゆ」,「食塩」,「みそ」,「醸造酢」,「みりん」,「トマトピューレー」,「はちみつ」,「牛肉エキス」,「たん白水分解物」,「植物油脂」,「全粉乳」,「ゼラチン」,「でん粉」,「こしょう」,「しょうが」,「グリンピース」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,こしょうその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することができる。
- ② ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあっては、①の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもって表示する。
- ③ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合、高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ④ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、③の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ⑤ ③及び④の規定にかかわらず,使用する砂糖類が2種類以上であって,その砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合は,「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

		⑥ 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、①の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ⑦ 食酢にあっては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。
煮干魚類	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 「煮干魚類」と表示する。ただし、「煮干魚類」の表示の次に括弧を付して魚種名を表示することができる。 ② ①の規定にかかわらず、体長(魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。以下煮干魚類の項において同じ。)がおおむね3cm(いかなごにあっては、おおむね5cm)以下の煮干魚類を詰めたものにあっては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 ① 原料の魚類は、使用した全ての魚種の魚種名を、「まいわし」、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「いかなご」、「あじ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する魚種名が3種類以上となる場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に2種類の魚種名を表示してその他の魚種名は「その他」と表示することができる。 ② 原材料に占める重量の割合が80%以上の魚種がある場合は、①の規定にかかわらず、その魚種名のみを表示することができる。 ③ 体長がおおむね3cm(いかなごにあっては、おおむね5cm)以下の魚類にあっては、①の規定にかかわらず、「しらす」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。 ④ 魚類以外の原材料にあっては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。
魚肉ハム及び 魚肉ソーセー ジ	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 魚肉ハムにあっては「魚肉ハム」又は「フィッシュハム」と、普通魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ」又は「フィッシュソーセージ」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ」又は「特種フィッシュソーセージ」と表示する。 ② ①の規定にかかわらず、ブロックに切断して包装したものの

		うち、魚肉ハムにあっては「魚肉ハム(ブロック)」又は「フィッシュハム(ブロック)」と、魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ(ブロック)」又は「フィッシュソーセージ(ブロック)」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ(ブロック)」と、薄切りして包装したもののうち、魚肉ハムにあっては「魚肉ハム(スライス)」又は「フィッシュハム(スライス)」と、魚肉ソーセージにあっては「魚肉ソーセージ(スライス)」と、魚肉ソーセージ(スライス)」と、特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージ(スライス)」と表示する。 ③ ①の規定にかかわらず、ハンバーグ風特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージにあっては「特種魚肉ソーセージにカっては「特種魚肉ソーセージ(ハンバーグ風)」又は「特種フィッシュソーセージ(ハンバーグ風)」と表示する。
	原材料名	第3条第1項の表の原材料名の項に定めるほか、次に定めるところにより表示する。 ① 魚肉ハムに使用する魚肉若しくは食肉(それぞれ肉片として使用するものに限る。)、肉様植たん又は脂肪層は、「肉片等」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ② 魚肉ハムに使用するつなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ③ 魚肉ソーセージに使用した結着材料が2種類以上である場合は、「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ④ 特種魚肉ソーセージの種ものは、「種もの」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか,2個又は2枚以上が同一の容器包装に入れられたものであって,個数又は枚数が外側から判別できないものにあっては,個数又は枚数を内容重量の表示の文字に並べて表示する。
削りぶし	名称	次に定めるところにより表示する。 ① 1種類の魚類のかれぶしのみを使用したものにあっては,「○○かれぶし削りぶし」又は「○○かれぶし削り」と表示し,「○○」には「まぐろ」,「かつお」等のかれぶしに使用した魚

	1	T
		類の名称を表示する。
		② 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの
		にあっては, 「○○削りぶし」 と表示し, 「○○」 には 「かつお」,
		「そうだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干し
		に使用した魚類の名称を表示する。ただし、かつおのふしのみ
		を削ったものにあっては、「花かつお」と表示することができ
		る。
		③ 1種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものと
		かれぶしを削ったものを混合したものにあっては、「〇〇削り
		ぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「いわし」等のふし、 ************************************
		煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。
		④ 2種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干し
		を使用したものにあっては、「混合削りぶし」と表示する。
		⑤ 削りぶしにあっては、①から④までに規定する表示の文字の
		次に、括弧を付して、薄削りにあっては「薄削り」と、厚削り
		にあっては「厚削り」と、糸削りにあっては「糸削り」と、砕
		片にあっては「砕片」と、削り粉が25%以上含まれるもの(削
		り粉のみのものを除く。)にあっては「粉末混合」と、削り粉
		のみのものにあっては「粉末」と表示する。ただし、「薄削り」
		の文字及びこれに付す括弧並びに5g以下の容器に詰めたも
		のにおける「砕片」の文字及びこれに付す括弧は省略すること
		ができる。
		(6) (5) の規定にかかわらず、外観から内容物の形状が容易に確認
		できるものにあっては、「厚削り」、「糸削り」、「砕片」及び「粉」
		末」の文字並びにこれらに付す括弧は省略することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順
		に、「かつおのふし」、「さばのかれぶし」、「あじの煮干し」、「さ
		ばの圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」
		又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって表示する。た
		だし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」
		と表示することができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め
		るほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあって
		は、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等
		と表示する。
うに加工品	名称	粒うににあっては「粒うに」と、練りうににあっては「練りうに」
		と、混合うににあっては「混合うに」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を,次の①及び②の区分により,原材料に占める
		重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ
		ろにより表示する。
		① 原材料のうには、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を
		表示する。
		② ①以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。
		● ●M/下ツ/が付付は、以に足の分とこづにより収かする。

		イ 「エチルアルコール」,「砂糖」,「みりん」,「でん粉」,「酒
		かす」,「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示す
		る。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・
		ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあって
		は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあし
		っては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。
		ロ 表示する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は,イの規
		定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括
		弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の
		割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混し
		合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖」
		液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場
		合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果
×) = 1 × 1 × 2	h TI.	糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。
うにあえもの	名称	「うにあえもの」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める
		重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ
		ろにより表示する。
		① 原材料のうには、次に定めるところより表示する。
		イ 「粒うに」,「練りうに」又は「混合うに」と表示する。 ロ 「粒うに」,「練りうに」又は「混合うに」の文字の次に,
		- 「私 」に」、「様り 」に」 又は「斑百 」に」の又子のひに、 - それぞれの原材料名を、括弧を付して、別表第4のうに加工
		品の原材料名の項に定めるところにより表示する。
		② ①以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。
		イ「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も
		一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖
		果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混
		合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」
		と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と
		表示する。
		ロ 表示する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は,イの規
		定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括
		弧を付して,「砂糖,ぶどう糖」等と原材料に占める重量の
		割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混
		合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖
		液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場
		合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果
		糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。
うなぎ加工品	原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順
(輸入品以外		に、次に定めるところにより表示する。
のものに限		① うなぎにあっては、「うなぎ」等とうなぎの名称をもって表
る。)		示する。
		② うなぎ以外の原材料にあっては,「しょうゆ」,「みりん」等

		とその最も一般的な名称をもって表示する。	
乾燥わかめ	名称	「乾わかめ」と表示する。ただし、灰ぼしわかめにあっては「灰	
		ぼしわかめ」と、もみわかめにあっては「もみわかめ」と、板わ	
		かめにあっては「板わかめ」と表示する。	
	原材料名	「わかめ」と表示する。ただし、湯通し塩蔵わかめを十分に塩抜	
		きしたものを乾燥したものにあっては、湯通し塩蔵わかめを使用	
		した旨を表示する。	
塩蔵わかめ	名称	塩蔵わかめにあっては「塩蔵わかめ」と、湯通し塩蔵わかめにあ	
		っては「湯通し塩蔵わかめ」と表示する。	
	原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順	
		に、次に定めるところにより表示する。	
		① わかめにあっては、「わかめ」と表示する。ただし、乾燥わ	
		かめを水で戻して塩蔵わかめを製造したものにあっては、乾燥	
		わかめを使用した旨を表示する。	
		② わかめ以外の原材料にあっては、「食塩」等とその最も一般	
		的な名称をもって表示する。	
みそ	名称	米みそにあっては「米みそ」と、麦みそにあっては「麦みそ」と、	
		豆みそにあっては「豆みそ」と、調合みそにあっては「調合みそ」	
		と表示する。ただし、風味原料を加えたものであって、風味原料	
		の原材料及び添加物に占める重量の割合が調味の目的で使用さ	
		れる添加物の原材料に占める重量の割合を上回るものにあって	
		は、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と表示	
		する。	
	原材料名	使用した原材料を、次の①及び②の区分により、原材料に占める	
		重量の割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるとこ	
		ろにより表示する。	
		① 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこ	
		し」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な	
		名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に	
		表示する。ただし、「調合みそ」であって、「米みそ」、「麦みそ」	
		又は「豆みそ」を2種類以上混合したものにあっては、「米み	
		そ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の	
		高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該	
		みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高	
		いものから順に表示する。	
		② 原料以外の原材料にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「かつお	
		ぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占め	
, > ,	h «I	る重量の割合の高いものから順に表示する。	
しょうゆ	名称	次に定めるところにより表示する。	
		① こいくちしょうゆであって、本醸造方式によるものは「こい	
		くちしょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「こ	
		いくちしょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「こ	
		いくちしょうゆ(混合)」と表示する。	

		② うすくちしょうゆであって、本醸造方式によるものは「うす
		くちしょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「う
		すくちしょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「う
		すくちしょうゆ(混合)」と表示する。
		③ たまりしょうゆであって、本醸造方式によるものは「たまり
		しょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「たまり
		しょうゆ (混合醸造)」と、混合方式によるものは「たまりし
		ょうゆ(混合)」と表示する。
		④ さいしこみしょうゆであって、本醸造方式によるものは「さ
		いしこみしょうゆ (本醸造)」と、混合醸造方式によるものは
		「さいしこみしょうゆ (混合醸造)」と、混合方式によるもの
		は「さいしこみしょうゆ(混合)」と表示する。
		⑤ しろしょうゆであって、本醸造方式によるものは「しろしょ
		うゆ(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「しろしょう
		ゆ(混合醸造)」と、混合方式によるものは「しろしょうゆ(混
		合)」と表示する。
		⑥ ①から⑤までに規定するもの以外のしょうゆであって,本醸
		造方式によるものは「しょうゆ(本醸造)」と、混合醸造方式
		によるものは「しょうゆ(混合醸造)」と、混合方式によるも
		のは「しょうゆ(混合)」と表示する。
	原材料名	第3条第1項の表の原材料名の項に定めるほか, 大豆にあっては
		「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に表示し、アミノ酸液にあっ
		ては「アミノ酸液」と、酵素分解調味液にあっては「酵素分解調
		味液」と、発酵分解調味液にあっては「発酵分解調味液」と表示
		する。
ウスター	名称	ウスターソースにあっては「ウスターソース」と、中濃ソースに
ソース類		あっては「中濃ソース」と、濃厚ソースにあっては「濃厚ソース」
		と表示する。ただし、無塩可溶性固形分が33%以上のウスター
		ソースにあっては,「ウスターソース (こいくち)」と表示する
		ことができる。
	原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順
		に、次に定めるところにより表示する。
		① 野菜及び果実は、「野菜・果実」(野菜のみの場合は、「野菜」
		とする。)の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量
		の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマ
		ト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもって
		表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が4種類以上
		となる場合は、割合の高いものから順に3種類の名称を表示し
		てその他の名称は「その他」と表示することができる。
		② 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液
		糖」,「果糖ぶどう糖液糖」,「高果糖液糖」,「水あめ」等とその
		最も一般的な名称をもって表示し,砂糖混合ぶどう糖果糖液糖
		にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶど
L	1	I was a second of the second of the particular o

	> ht/かかけ) - よ
	う糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖,果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ③ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、②の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖を併用する場合は「砂糖及び砂糖混合素にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ④ 食酢は、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。 6 ④の規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する酸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。 ⑤ 野菜及び果実、砂糖類並びに食酢以外の原材料は、「食塩」、「でん粉」、「肉エキス」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
ドレッシング 及びドレッシ ングタイプ調 味料 原材料名	マヨネーズにあっては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあっては「サラダクリーミードレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあっては「半固体状ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあっては「乳化液状ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあっては「分離液状ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあっては「ドレッシングタイプ調味料」と表示する。 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
	① 食用植物油脂は、「食用植物油脂」と表示する。

- ② ①の規定にかかわらず、食用植物油脂にあっては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油脂が1種類であるときは、「食用植物油脂」の文字及び括弧を省略することができる。
- ③ 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
- ④ ③の規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。
- ⑤ 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が1種類である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。
- ⑥ 食用植物油脂,醸造酢,かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は,「卵黄」,「たん白加水分解物」,「食塩」,「でん粉」,「からし」,「こしょう」,「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,からし,こしょうその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することができる。

内容量

第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、半固体状ドレッシングにあっては内容重量をg又はkgの単位で、乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングにあっては内容体積をml又はlの単位で、単位を明記して表示する。

食酢	名称	麦黒酢にあっては「大麦黒酢」。	黒酢にあっては「米黒酢」と、大 と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以	
			」と,りんご酢にあっては「りん 「ぶどう酢」と,りんご酢及びぶ	
			「果実酢」と、穀物酢及び果実酢	
			野」と、合成酢にあっては「合成」	
		酢」と表示する。ただし、醸造		
		しょ又はかぼちゃを醸造酢の原料とする場合において, こうじに		
		使用する穀類を除く。以下この項において同じ。)及び果実を使		
		用しないものであって、1種類の	の野菜,その他の農産物又は蜂蜜	
			に限る。)をそれぞれ次の表に定	
			つ、使用した原材料のうち当該野	
			重量の割合が最も高い場合には	
			を野菜、その他の農産物又は蜂蜜	
			うち穀類、果実、その他の農産物	
			って、2種類以上の野菜を使用したままに完める重量以上使用して	
			を表に定める重量以上使用して うち野菜の重量の割合が最も高い	
		場合には「醸造酢(野菜酢)」と		
		野菜、その他の農産物及び蜂		
		蜜の種類	職造酢1ℓ当たりの使用量	
		甘しよ	8 0 g	
		ばれいしょ	130 g	
		かぼちゃ	260g	
		たまねぎ	3 0 0 g	
		にんじん 3 3 0 g		
		トマト	5 7 0 g	
		さとうきび	150g	
		(搾汁の重量とする。)		
		蜂蜜 30g		
		第9条第1項のまの活加機の項に 空 めてはか、全代歌に使用され		
	添加物			
	101/111/01	第3条第1項の表の添加物の項に定めるほか,合成酢に使用される る氷酢酸又は酢酸にあっては,第3条第1項の表の添加物の項の		
		規定にかかわらず、「氷酢酸」又は「酢酸」と表示する。		
風味調味料	名称	「風味調味料」と表示する。ただし、表1の算式により算出した		
		表2の上欄の風味原料の配合率が8.3%以上のものにあって		
		は、同表の下欄の種類名を「風味調味料」の文字の次に、括弧を		
		付して表示する。		
		表 1		
		算式		
		(使用する粉末の風味原料の重量(g)×使用する粉末の風味		
		原料の固乾物含有率(%)+使用する抽出濃縮物の風味原料の		

重量(g)×使用する抽出濃縮物の風味原料の固乾物含有率 (%))÷ 製品の内容量(g)×100

表 2

	活
風味原料	種類名
かつおぶしの粉末並びにかつ	かつお
おぶし及びかつおの抽出濃縮	
物	
かつおぶし及びそうだがつお	かつお等
ぶしの粉末並びにかつおぶ	
し、かつお、そうだがつおぶ	
し及びそうだがつおの抽出濃	
縮物	
そうだがつおぶしの粉末並び	そうだがつお
にそうだがつおぶし及びそう	
だがつおの抽出濃縮物	
さばぶしの粉末並びにさばぶ	さば
し及びさばの抽出濃縮物	
あじぶしの粉末及び抽出濃縮	あじ
物	
いわしぶしの粉末及び抽出濃	いわし
縮物	
煮干いわし及び煮干とびうお	煮干し
の粉末及び抽出濃縮物	
煮干貝柱の粉末並びに煮干貝	貝柱
柱及び貝柱の抽出濃縮物	
こんぶの粉末及び抽出濃縮物	こんぶ
乾しいたけの粉末並びに乾し	しいたけ
いたけ及びしいたけの抽出濃	
縮物	

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

- ① 風味原料は、「風味原料」の文字の次に、括弧を付して、「かつおぶし粉末」、「かつおエキス」、「そうだかつおぶし粉末」、「さばぶし粉末」、「あじぶし粉末」、「煮干いわし粉末」、「煮干貝柱粉末」、「貝柱エキス」、「こんぶ粉末」、「こんぶエキス」、「乾しいたけ粉末」、「しいたけエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ② 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称を

		もって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場
		合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう
		糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用す
		る場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果
		糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する
		場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」
		と表示する。
		③ ②の規定にかかわらず、表示する砂糖類の名称が1種類となる。
		る場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び砂糖類の名称に
		付する括弧を省略することができる。
		④ 風味原料及び砂糖類以外の原材料は、「食塩」、「たん白加水 │分解物」、「でん粉」又は「デキストリン」とその最も一般的 │
		な名称をもって表示する。
 乾燥スープ		乾燥コンソメにあっては「乾燥スープ (コンソメ)」と、乾燥ポ
+4/2/2	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	タージュにあっては「乾燥スープ(ポタージュ)」と、その他の
		乾燥スープにあっては「乾燥スープ」と表示する。ただし、その
		他の乾燥スープにあっては「乾燥スープ (中華風)」,「乾燥スー
		プ (和風)」等とスープの特性を表す用語を表示することができ
		る。
	原材料名	使用した原材料を,次の①及び②の区分により,①及び②の順に,
		それぞれ①及び②に定めるところにより表示する。
		① うきみ又は具以外の原材料は、次に定めるところにより表示 する。
		イ 「小麦粉」,「脱脂粉乳」,「食塩」,「食用植物油脂」,「砂糖」,
		「鶏肉」,「たまねぎ」,「たん白加水分解物」,「デキストリン」
		等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の
		割合の高いものから順に表示する。
		ロ イの規定にかかわらず、香辛料にあっては「香辛料」と表
		示することができる。
		② うきみ又は具は、「うきみ」、「具」又は「うきみ・具」の文
		字の次に、括弧を付して、「鶏肉、卵、にんじん、パセリ、マ
		ッシュルーム」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に
	添加物	占める重量の割合の高いものから順に表示する。 使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順
	10/2/11/2/	に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただ
		し、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は
		適用しない。
	内容量	内容重量をg又はkgの単位で,単位を明記して表示するととも
		に、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「1人〇〇mℓで
		○人前」等と表示する。ただし、1人前ずつ個包装されているも
		のにあっては、「 1 人 $\bigcirc\bigcirc$ m ℓ で \bigcirc 人前」等の表示を省略するこ
		とができる。

食用植物油脂	名称	食用サフラワー油にあっては「食用サフラワー油」と、食用ぶどう油にあっては「食用がどう油」と、食用大豆油にあっては「食用大豆油」と、食用ひまわり油にあっては「食用小麦はい芽油」と、食用とうもろこし油にあっては「食用とうもろこし油」と、食用綿実油にあっては「食用綿実油」と、食用ごま油にあっては「食用にあっては「食用なたね油」と、食用こめ油にあっては「食用こめ油」と、食用なたね油にあっては「食用なたね油」と、食用パーム油にあっては「食用パーム油」と、食用パームオレインにあっては「食用パームオレイン」と、食用調合油にあっては「食用調合油」と、香味食用油にあっては「香味食用油」と表示する。ただし、香味食用油にあっては「ラー油」等と表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 ① 原料食用油脂は、「食用サフラワー油」、「食用ぶどう油」、「食用とうもろこし油」、「食用総実油」、「食用小麦はい芽油」、「食用とうもろこし油」、「食用綿実油」、「食用がま油」、「食用なたね油」、「食用こめ油」、「食用溶花生油」、「食用オリーブ油」、「食用パーム油」、「食用パームオレイン」等と表示することとし、食用調合油及び香味食用油にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレイック種の種子から採取したものにあっては「ハイリノール」と、ハイオレイック」と、これらを併用する場合にあっては「ハイオレイック」と、これらを併用する場合にあっては「ハイリノール、ハイオレイック」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、原料食用油脂の名称の文字の次に、括弧を付して表示することができる。 ② 原料食用油脂以外の原材料は、「しょうが」、「しょうゆ」、「ポークエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、しょうがその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
	1 4/2/JH1/VJ	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
マーガリン類	名称	次に定めるところにより表示する。 ① マーガリンにあっては「マーガリン」と表示する。ただし、 流動状のものにあっては、名称の次に括弧を付して「流動状」 と表示する。

② ファットスプレッドにあっては,「ファットスプレッド」と表示する。ただし,流動状のものにあっては名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し,風味原料を加えたものにあっては「風味ファットスプレッド」と表示し,糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては名称の次に括弧を付して「加糖」と表示する。

原材料名

使用した原材料を,次の①及び②の区分により,それぞれ①及び ②に定めるところにより表示する。

- ① 食用油脂にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と表示することができる。
- ② 食用油脂以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
 - イ 「粉乳」,「いちごジャム」,「食塩」,「カゼイン」,「からし」 等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,から しその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することが できる。
 - ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
 - ハ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

	1	
	添加物	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順
		に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただ
		し、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は
		適用しない。
調理冷凍食品	名称	次に定めるところにより表示する。
(冷凍フライ		① 冷凍フライ類
類、冷凍しゅ		「冷凍フライ類」、「冷凍魚フライ」、「冷凍えびフライ」、「冷
うまい,冷凍		凍いかフライ」,「冷凍かきフライ」,「冷凍コロッケ」,「冷凍カ
ぎょうざ,冷		ツレツ」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。
凍春巻, 冷凍		ただし、衣にパン粉、クラッカー、はるさめ等をつけないもの
ハンバーグス		にあっては、「フライ」の文字に代えて、「天ぷら」、「唐揚げ」
テーキ,冷凍		等とその調理方法による最も一般的な名称をもって表示する。
ミートボー		② 冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻
ル,冷凍フィ		冷凍しゅうまいにあっては「冷凍しゅうまい」と,冷凍ぎょ
ッシュハンバ		うざにあっては「冷凍ぎょうざ」と、冷凍春巻にあっては「冷
ーグ,冷凍フ		凍春巻」と表示する。
イッシュボー		③ 冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボール
ル、冷凍米飯		冷凍ハンバーグステーキにあっては「冷凍ハンバーグステー
類及び冷凍め		キ」又は「冷凍ハンバーグ」と、冷凍ミートボールにあっては
ん類に限る。)		「冷凍ミートボール」と表示する。ただし,魚肉,臓器及び可
		食部分並びに肉様植たんを使用していないもので, 原材料とし
		て1種類の食肉のみを使用したものにあっては、「冷凍ハンバ
		ーグステーキ」若しくは「冷凍ハンバーグ」又は「冷凍ミート
		ボール」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉」、「豚肉」等と
		使用した食肉の最も一般的な名称を表示する。
		④ 冷凍フィッシュハンバーグ及び冷凍フィッシュボール
		冷凍フィッシュハンバーグにあっては「冷凍フィッシュハン
		バーグ」と、冷凍フィッシュボールにあっては「冷凍フィッシ
		ュボール」と表示する。ただし、食肉、臓器及び可食部分並び
		に肉様植たんを使用していないもので、原材料として1種類の
		魚肉のみを使用したものにあっては、「冷凍フィッシュハンバ
		ーグ 又は「冷凍フィッシュボール」の文字の次に、括弧を付
		して、「えび」、「かに」等と使用した魚肉の最も一般的な名称
		を表示する。
		⑤ 冷凍米飯類
		「冷凍米飯類」、「冷凍チャーハン」、「冷凍焼きおにぎり」等
		とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。
		(6) 冷凍めん類
		「冷凍めん類」、「冷凍うどん」、「冷凍スパゲッティ」等とそ
		の製品の最も一般的な名称をもって表示する。ただし、調味料
		で味付け、又はかやくを加えて調理したものにあっては、「冷
		凍めん類」等の文字の次に、括弧を付して、「調理済み」と表
		「水ツ/ບ炽」 サツス丁ツがに、10加で11 して、「胴座併の」 乙衣

示する。

⑦ ①から⑥までの規定による表示中「冷凍」の文字は省略する ことができる。

原材料名

使用した原材料を、次の①から④までの区分により、原材料(ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。)に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ①から④までに定めるところにより表示する。

- ① ソース,具,調味料及びかやくの原材料並びに加熱調理用の 食用油脂以外の原材料は,次のイからハの区分により,原材料 に占める重量の割合の高いものから順に,それぞれイからハま でに定めるところにより表示する。
 - イ 衣, 皮又はめん以外の原材料は, 次に定めるところにより 表示する。
 - (1) 「えび」,「たら」,「牛肉」,「豚肉」,「豚肝臓」,「牛舌」,「ばれいしょ」,「小麦粉」,「でん粉」,「ゼラチン」,「脱脂粉乳」,「かまぼこ」,「とうもろこし」,「粒状植物性たん白」,「食塩」,「砂糖」,「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし,砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。
 - (2) 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが2種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「たら、かに」、「とうもろこし、グリンピース」又は「でん粉、パン粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
 - (3) 使用した肉様植たんが2種類以上の場合は,(1)の規定にかかわらず,「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
 - ロ 使用した衣又は皮の原材料は、「衣」又は「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、パン粉、食塩、砂糖、こしょう、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。
 - ハ 使用しためんの原材料は、「めん」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉」、「そば粉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第3の冷凍めん類の定義の項の1に掲げるものにあっては、「めん」の文字及びめんの名称に付する括弧を省略することができる。
- ② 冷凍ハンバーグステーキ,冷凍ミートボール,冷凍フィッシ

ュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールにソース又は具を加 えた場合におけるソース又は具の原材料は、ソースにあっては 「ソース」の文字の次に、括弧を付して「トマトピューレー、 こしょう、砂糖」等と、具にあっては「具」の文字の次に、括 弧を付して「チーズ, にんじん」等とその最も一般的な名称を もって,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示す る。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することが できる。

- ③ 冷凍めん類に調味料又はかやくを添付した場合における調 味料及びかやくの原材料は、調味料の原材料にあっては「つ ゆ」、「ソース」、「スープ」等の文字の次に括弧を付して「しょ うゆ、こんぶエキス、砂糖」等と、かやくの原材料にあっては 「かやく」、「具」等の文字の次に括弧を付して「かまぼこ、わ かめ」等と、それぞれその最も一般的な名称をもって、原材料 に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂 糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては 「香辛料」と表示することができる。
- ④ 加熱調理用の食用油脂は、「揚げ油」又は「いため油」の文 字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等と その最も一般的な名称をもって,配合された重量の割合の高い ものから順に表示する。

- 1 使用した添加物を,第3条第1項の表の添加物の規定並びに 次の①及び②の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的 で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
 - ① 原材料名の項①のハ,②及び③に掲げる場合にあっては、 めん, ソース, 調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添 加した添加物はめん,ソース,調味料及びかやくの原材料以 外の原材料名の表示に併記して、めん、ソース、調味料又は かやくの原材料に添加した添加物はそれぞれめん、ソース、 調味料又はかやくの原材料名の表示に併記して, それぞれ添 加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
 - ② ①に掲げる場合以外の場合にあっては、原材料名の表示に 併記して,添加物に占める重量の割合の高いものから順に表 示する。
- 1の本文の規定にかかわらず、添加物を、めん、ソース、調 味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの, めんの 原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの並びに 調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して, めん, ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあって は、それぞれ「めん」、「ソース」、「つゆ」、「スープ」等の文字 に括弧を付して, 原材料名に併記しないで表示することができ る。

添加物

	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め
	1.141.至	るほか、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィー
		ッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールにソースを加えた
		ものにあっては、内容重量及びソースを除いた固形量をg又はk
		gの単位で、単位を明記して表示する。
チルドハンバ	名称	「チルドハンバーグステーキ」又は「チルドハンバーグ」と表示
ーグステーキ	H	する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有すし
		る植物性たんぱくを使用していないものであって,原材料の食肉
		として牛肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ
		(ビーフ) 又は「チルドハンバーグ (ビーフ)」, 原材料の食肉
		として豚肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ
		(ポーク)」又は「チルドハンバーグ(ポーク)」,原材料の食肉
		として鶏肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ
		(チキン)」又は「チルドハンバーグ (チキン)」等と表示する。
	原材料名	使用した原材料 (ソース又は具を加えたものにあっては, ソース
		又は具を含む。)を、次の①から③までの区分により、原材料に
		占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ①から③までに
		定めるところにより表示する。
		① ソース及び具の原材料以外の原材料は, 次に定めるところに
		より表示する。
		イ 「牛肉」,「豚肉」,「粒状植物性たん白」,「パン粉」,「ア
		ーモンド」,「食塩」,「牛肉エキス」,「こしょう」等とその最
		も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高い
		ものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料に
		あっては、「香辛料」と表示することができる。
		ロ 使用した食肉等(食肉並びに臓器及び可食部分をいう。),
		つなぎ又は野菜等が2種類以上である場合は、イの規定にか
		かわらず、「食肉等」(食肉のみを使用した場合は、「食肉」),
		「つなぎ」又は「野菜等」(野菜のみを使用した場合は、「野
		菜」)の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、
		牛肝臓」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等
		と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
		ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが2種類以
		上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植
		物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と原材料に
		占める重量の割合の高いものから順に表示する。
		ニ 魚肉は、イの規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、
		括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名
		称をもって, 原材料に占める重量の割合の高いものから順に まニナス
		表示する。
		② ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」
		の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、」 砂糖に笑しるの是も一般的な名称をもって、ソースの原材料に
		砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に

		占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することが
		できる。 ③ 具を加えた場合における具の原材料は、「具」、「付け合わせ」 等の文字の次に、括弧を付して、「チーズ、ベーコン」等とそ
		の最も一般的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高
		いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料に
		あっては、「香辛料」と表示することができる。
	添加物	次に定めるところにより表示する。
		① 使用した添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添
		加したものにあってはソース及び具の原材料以外の原材料名
		の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあっては
		ソースの原材料名の表示に併記して, 具の原材料に添加したも
		のにあっては具の原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物
		に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の
		添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で 使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
		② ①の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソース及び具の原
		材料以外の原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加した
		もの及び具の原材料に添加したものに区分して、ソースの原材
		料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、
		原材料名に併記しないで表示することができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め
		るほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを
<i>T</i> , 10 > 1	h 1L	除いた固形量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示する。
チルドミートボール	名称	「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可の効果がある。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用してい ないものであって1種類の食肉のみを使用したものにあっては,
		「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、
		「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。
	原材料名	使用した原材料(ソースを加えたものにあっては、ソースを含
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	む。)を、次の①及び②の区分により、原材料に占める重量の割
		合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるところにより
		表示する。
		① ソースの原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表
		示する。
		イ 「牛肉」,「豚肉」,「たら」,「粒状植物性たん白」,「パン粉」,
		「食塩」,「牛肉エキス」,「こしょう」等とその最も一般 的な名称をもって,原材料に占める重量の割合の高いものか
		ら順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあって
		は、「香辛料」と表示することができる。
		ロ 使用した食肉等(食肉並びに臓器及び可食部分をいう。),
		魚肉, つなぎ又は野菜等が2種類以上である場合は, イの規

		定にかかわらず、「食肉等」(食肉のみを使用した場合は、「食
		肉」)、「魚肉」、「つなぎ」又は「野菜等」(野菜のみを使用
		した場合は、「野菜」)の文字の次に、括弧を付して、それぞ
		れ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「たら、まぐろ」、「パン粉、でん
		粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と、原材料に占める重量
		の割合の高いものから順に表示する。
		ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが2種類以
		上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植
		物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料
		に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
		② ソースを加えた場合におけるソースの原材料は,「ソース」
		の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、
		砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に
		占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こし
		ょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することが
		できる。
	添加物	次に定めるところにより表示する。
		① 使用した添加物を,ソースの原材料以外の原材料に添加した
		ものにあってはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記
		して, ソースの原材料に添加したものにあってはソースの原材
		料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の
		高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従
		い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係
		る表示の省略規定は適用しない。
		② ①の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以
		外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したも
		のに区分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソ
		ース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示す
		ることができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め
		るほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを
		除いた固形量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示する。
チルド	名称	次に定めるところにより表示する。
ぎょうざ類		① 「チルドぎょうざ」,「チルドしゅうまい」,「チルド春巻」又
		は「チルドぱおず」(以下「「チルドぎょうざ」等」と総称する。)
		と表示する。
		② あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高いものにあっ
		ては、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「魚
		肉」と表示する。
		③ あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあっては20%未満,チルドしゅうま
		いにあっては25%未満,チルド春巻又はチルドぱおずにあっ
		ては10%未満である場合は、②の規定にかかわらず、「チル
		「いよ」U /0小側 C の分面によ、 ②の死化にかがりり,「7 /V

	ドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「野菜」と表示
	する。
原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順
	に、次に定めるところにより表示する。
	① 加熱調理用の食用油脂及び添付油等の原材料以外の原材料
	は、次に定めるところにより表示する。
	イ あんの原材料を、次に定めるところにより表示する。
	(1) 「豚肉」,「たら」,「たまねぎ」,「えび」,「豚胃」,「豚
	脂」,「粒状植物性たん白」,「魚肉加工品」,「小麦粉」,
	「でん粉」,「ゼラチン」,「食塩」,「砂糖」,「しょうが」
	等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、
	香辛料にあっては「香辛料」と、砂糖類にあっては「砂
	糖類」又は「糖類」と表示することができる。
	(2) 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが2種類以上で
	ある場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、
	「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、
	「牛肉、豚肉」、「たら、はも」、「たまねぎ、グリーンピ
	ース」,「小麦粉,でん粉」等と,原材料に占める重量の
	割合の高いものから順に表示する。
	(3) 使用した肉様植たんが2種類以上である場合は,(1)
	の規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」
	又は「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占め
	る重量の割合の高いものから順に表示する。
	ロ皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦
	粉、米粉、食塩、植物油脂」等とその最も一般的な名称をも
	って、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示す
	る。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示すること
	ができる。
	② 加熱調理用の食用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため
	油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラー
	ド」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割
	合の高いものから順に表示する。
	③ 添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又
	は「添付香辛料」の文字の次に、括弧を付して、「綿実油」、「ラー
	ード」、「にんにく」、「しょうゆ」、「からし」、「ラー油」等とそ
	の最も一般的な名称をもって,配合された重量の割合の高いも
 添加物	のから順に表示する。 次に定めるところにより表示する。
4以20月4公	
	・ 使用した添加物を、添加物に占める重重の割合の高いものが ・ ら順に、第3条第1項の表の添加物の規定に従い表示する。た
	ら順に、第3条第1項の表の添加物の規定に促い表示する。に だし、添付油等の原材料に添加したものにあっては、添付油等
	の原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高
	いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い
	・・ロッカーの原に、カロ木カエスツないが加物の気の規定に促い。

	1	
レトルト パウチ食品 (植物性たん ぱく食品(コ	内容量	表示する。 ② ①の規定にかかわらず、添加物を、添付油等の原材料以外の原材料に添加したもの及び添付油等の原材料に添加したものに区分して、添付油等の原材料に添加したものにあっては「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものにあっては製品及びこれらのものの合計の重量並びに製品の重量を、これらを添付しないものにあっては製品の重量を、g又はkgの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して、「○個入り」と表示する。 次に定めるところにより表示する。 ① カレー 「カレー」(野菜を原材料として使用したカレーであって、食肉鳥卵及びその加工品並びに魚肉を使用していないものに
ンビーフスタ		あっては、「野菜カレー」)と表示する。
イル)を除		② ハヤシ, ぜんざい, ハンバーグステーキ及びミートボール
<。)		ハヤシにあっては「ハヤシ」と、ぜんざいにあっては「ぜん
		ざい」と、ハンバーグステーキにあっては「ハンバーグステーキ」又は「ハンバーグ」と、ミートボールにあっては「ミート
		ボール」と表示する。
		③ パスタソース
		「パスタソース」と表示する。ただし、食肉を原材料として 使用したものであって臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植た んを使用していないものにあっては、「ミートソース」と表示 する。
		④ まあぼ料理のもと
		「まあぼ料理のもと」と表示する。ただし、豆腐又はなすとともに調理して食用に供するように調製したものにあっては、それぞれ「まあぼ豆腐のもと」又は「まあぼなすのもと」と表示する。
		⑤ 混ぜごはんのもと類 米又は麦を炊飯したものに混ぜて食用に供するように調製したものにあっては「まぜごはんのもと」と、米又は麦とともに炊飯して食用に供するように調製したものにあっては「たきこみごはんのもと」と、米又は麦を炊飯したものとともにいためて食用に供するように調製したものにあっては「いためごはんのもと」と表示する。ただし、「まぜごはんのもと」、「たきこみごはんのもと」又は「いためごはんのもと」の文字の次に、括弧を付して、「五目ずしのもと」、「かまめしのもと」、「チャーハンのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。
		~ ○

⑥ どんぶりもののもと

牛どんのもと(牛肉を原材料として使用したものであって、それ以外の食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないものをいう。以下レトルトパウチ食品の項において同じ。)にあっては「牛どんのもと」と、それ以外のものにあっては「どんぶりもののもと」と表示する。ただし、牛どんのもと以外のものにあっては、「どんぶりもののもと」の文字の次に、括弧を付して、「親子どんぶりのもと」、「かつどんのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

⑦ シチュー

「シチュー」と表示する。ただし,クリームシチューにあっては,「クリームシチュー」と表示する。

⑧ スープ

「スープ」と表示する。ただし、「スープ」の文字の次に、 括弧を付して、「コンソメ」、「ポタージュ」等と製品の一般的 な名称を表示することができる。

9 和風汁物

「和風汁物」と表示する。ただし、「和風汁物」の文字の次に、括弧を付して、「かす汁」、「みそ汁」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

10 米飯類

- イ 「米飯類」と表示する。ただし、「米飯類」の文字の次に、 括弧を付して、「赤飯」、「五目ごはん」、「かゆ」、「ぞうすい」 等と製品の一般的な名称を表示することができる。
- ロ イの規定にかかわらず、そうざいを添えたものにあっては、「べんとう」と表示する。

① 食肉味付

- イ 使用した食肉等(食肉並びに臓器及び可食部分をいう。以下レトルトパウチ食品(植物性たんぱく食品(コンビーフスタイル)を除く。)の項において同じ。)の名称の次に「味付」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「みそ味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。
- ロ 家きんの肉又は臓器及び可食部分をばい焼したものにあっては、「やきとり」と表示する。ただし、「やきとり」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「塩味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。
- ハ 食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と表示することができる。
- 二 小肉片,ほぐし肉,ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあっては,イの「味付」の文字の次に「・」を付して,「小

肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

② 食肉油漬け

イ 使用した食肉の名称の次に「油漬」と表示する。ただし、 小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものに あっては、「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、 「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

- ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
- ③ 魚肉味付及び魚肉油漬け
 - イ 使用した魚肉の名称の次に「味付」又は「油漬」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「トマト味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。
 - ロ 魚肉味付のうち、ばい焼したものにあっては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表示することができる。
 - ハ 魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」 等とその最も一般的な名称をもって表示する。
 - 二 小肉片又は砕き肉を詰めたものにあっては、イの「味付」 又は「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は 「砕き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあっては「チャンク」と、砕き肉にあっては「フレーク」と表示すること ができる。
- ④ ①から⑬までに掲げるもの以外のもの その内容物を識別できる最も一般的な名称をもって表示する。

原材料名

使用した原材料を、次の①から③までの区分により、①から③までの順に、それぞれ①から③までに定めるところにより表示する。

- ① 使用した原材料にあっては、次に定めるところにより表示する。
 - イ 「牛肉」、「牛舌」、「豚肝臓」、「鶏卵」、「まぐろ」、「えび」、「粒状植物性たん白」、「たまねぎ」、「にんじん」、「ばれいしょ」、「マッシュルーム」、「りんご」、「米」、「麦」、「小豆」、「チーズ」、「油揚げ」、「牛乳」、「パン粉」、「小麦粉」、「でん粉」、「トマトペースト」、「牛肉エキス」、「ウスターソース」、「しょうゆ」、「みりん」、「綿実油」、「カレー粉」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
 - ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶ どう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等と

その最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

- ハ 食肉油漬け又は魚肉油漬けであって,使用する砂糖類が2 種類以上であり,その砂糖類の合計重量が調味液の重量の1 00分の1に満たない場合には,ロの規定にかかわらず,「砂 糖類」又は「糖類」と表示することができる。
- 二 使用した食肉等,魚肉,野菜若しくは果実又はつなぎが2種類以上である場合は,イの規定にかかわらず,「食肉等」(食肉のみを使用した場合は,「食肉」),「魚肉」,「野菜・果実」(野菜のみを使用した場合は「野菜」,果実のみを使用した場合は「果実」)又は「つなぎ」の文字の次に括弧を付して,それぞれ「牛肉,豚肉,牛肝臓」,「まぐろ,たら,あさり」,「たまねぎ,にんじん,りんご」,「パン粉,でん粉」等と,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ホ 使用した肉様植たんが2種類以上である場合は,イの規定にかかわらず,「粒状・繊維状植物性たん白」,「繊維状・粒状植物性たん白」と,原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ② スープであって、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、①の規定にかかわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、粒状植物性たん白、マッシュルーム、バーミセリー」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ③ ハンバーグステーキ又はミートボールであって、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、①の規定にかかわらず、「ソース」の文字の次に括弧を付して、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

添加物

次に定めるところにより表示する。

① 使用した添加物を,ソースの原材料以外の原材料に添加した ものにあってはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記 して,ソースの原材料に添加したものにあってはソースの原材 料名の表示に併記して,それぞれ添加物に占める重量の割合の

	1	
		高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従
		い表示する。
		② ①の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原
		材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区
		分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソース」
		の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示すること
		ができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定め
		るほか、ソースを加えたものにあっては、内容重量及びソースを
		除いた固形量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示する。
調理食品缶詰	名称	次に定めるところにより表示する。
及び調理食品	, H. 1.1	① 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰
瓶詰		イ 製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、
ガ以百口 		
		使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定
		の野菜を使用したものにあっては、「野菜煮」に代えて「た
		けのこ煮」等と表示することができる。
		ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称を
		もって表示する。
		ハ 3種類以上の食肉を使用したものにあっては,イ及びロの
		規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。
		ニ イからハまでの規定にかかわらず、1種類の野菜を配合し
		たもので固形量に対する食肉の重量の割合が30%未満1
		0%以上のもの及び2種類以上の野菜等(野菜,きのこ類,
		豆腐、しらたき等をいう。)を配合したもので固形量に対す
		る食肉の重量の割合が20%未満10%以上のものにあっ
		ては、「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉
		の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等(3種類以上の食肉を
		使用したものについては、「食肉入り」)と表示し、固形量に
		対する食肉の重量の割合が10%未満のものにあっては、食
		肉の名称を付さずに「野菜煮(食肉入り)」と表示する。
		② カレー缶詰又はカレー瓶詰
		「カレー」と表示する。
		③ シチュー缶詰又はシチュー瓶詰
		「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあっ
		ては、「シチュー(クリーム煮)」と表示する。
		④ その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰
		イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。
		ロ 牛肉, 豚肉若しくは家きん肉以外の食肉, 臓器若しくは可
		食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは
		舌以外の食肉, 臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を
		使用したシチューにあっては、イの規定にかかわらず、当該
		食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチュ
		しと表示する。
		C 4X かり る。

ハ 骨付の食肉を使用したものにあっては、名称の次に括弧を 付して,「骨付」と表示する。 次に定めるところにより表示する。 原材料名 ① 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰,カレー缶詰又はカレー 瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰 使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものか ら順に, 次に定めるところにより表示する。 イ 「牛肉」,「たけのこ」,「しいたけ」,「焼豆腐」,「しらたき」, 「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造 酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分 解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一 般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香 辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶ どう糖果糖液糖」,「果糖ぶどう糖液糖」,「高果糖液糖」等と その最も一般的な名称をもって表示し,砂糖混合ぶどう糖果 糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合 果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、 砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示 する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高 果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果 糖液糖,砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖 にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ハ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、ロの規定にかかわ らず,「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して, 「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂 糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖 を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及 び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」 と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖 を併用する場合,砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用 する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合 にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ニ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ2種類以上の組合せで ある場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」 の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、 ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に 表示する。ただし、使用した野菜が4種類以上の場合にあっ ては、高いものから順に3種類の野菜の名称を表示してその 他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。 ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。 ② その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に,次に定めるところにより表示する。

- イ 「牛肉」,「豚肝臓」,「牛舌」,「鶏卵」,「たまねぎ」,「りんご」,「しょうゆ」,「食塩」,「みそ」,「みりん」,「トマトピューレー」,「はちみつ」,「牛肉エキス」,「たん白加水分解物」,「植物油脂」,「粉乳」,「ゼラチン」,「でん粉」,「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,こしょうその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することができる。
- ロ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖混合 果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ハ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・ 果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖流どう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ニ ロ及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が2種類以上であって、砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。
- ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が4種類以上の場合にあっては、高いものから順に3種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。
- へ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。 ト イ及びホの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあって

		は、その主要原材料を、「肉だんご」等の名称の次に括弧を
		付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の
		割合の高いものから順に表示する。
炭酸飲料	名称	「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らか
		に識別できる他の適切な名称を表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を,原材料に占める重量の高いものから順に,次
		に定めるところにより表示する。
		① 「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高果糖液糖」、「オレンジ果
		汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を表示する。た
		だし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖
		果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・
		果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・
		高果糖液糖」と表示する。
		② 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにする
		もの(以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。)以外の炭酸飲料に
		ついて、表示する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、① の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、
		「一切規定にかかわらり、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、 括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に表示
		する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する
		場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖
		ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、
		砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖
		液糖」と表示する。
		③ 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖
		ぶどう糖液糖 及び「高果糖液糖 にあっては「液糖 と、「砂
		糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂
		糖・高果糖液糖」にあっては「砂糖・液糖」と表示することが
		できる。
		④ 原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使
		用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することが
		できる。
果実飲料	名称	次に定めるところにより表示する。
		① 果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの(パ
		インアップルにあってはペクチンを, りんご, ぶどう, もも,
		西洋なし、日本なし及びバナナにあってはL-アスコルビン酸
		及びLーアスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)
		にあっては「〇〇ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使
		用したものにあっては「〇〇ジュース(濃縮還元)」と、それ
		以外のものにあっては「〇〇ジュース」と表示し、「〇〇」に は使用した用字の是は一般的な名称なまでする。ただし、砂糖
		は使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖 類又は蜂蜜を加えたものにあっては「〇〇ジュース(濃縮還
		類又は蜂蚤を加えたものにあっては「○○ジュース(優稲速 元) 又は「○○ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」
		と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に
		CAMし,一敗旧火米で圧パしたもりにのプラーは右州の取扱に

括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

- ② 果実ミックスジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの(パインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはLーアスコルビン酸及びLーアスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあっては「果実ミックスジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあっては「果実ミックスジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあっては「果実ミックスジュース」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
- ③ 果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース」と表示し、「〇〇」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
- ④ 果実・野菜ミックスジュースにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」と表示し、果粒を加えたものにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
- ⑤ ①から④までに規定する名称の文字の次又は最後に「(濃縮 還元)」、「(加糖)」又は「(炭酸ガス入り)」と2以上表示すべ き場合は、「(濃縮還元・加糖)」等と表示することができる。
- ⑥ 果汁入り飲料にあっては、「〇〇%△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであって、1種類の果実を使用したものにあっては「〇〇」には糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。⑥において同じ。)の別表第3の果実飲料の項の表3(以下この項において「表3」という。)の糖用屈折計示度の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。⑥において同じ。)について別表第3の果実飲料の項の表4(以下この項において「表4」という。)の酸度の基準)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、

2種類以上の果実を使用したものにあっては「 $\bigcirc\bigcirc$ 」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表3又は表4の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「 $\triangle\triangle$ 」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては「 $\bigcirc\bigcirc$ 」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「 $\triangle\triangle$ 」には1種類の果実を使用したものにあっては使用した果実の最も一般的な名称を、2種類以上の果実を使用したものにあっては「混合」と表示する。

- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、果汁入り飲料であって、果粒を加えたものにあっては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
- ⑧ 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、⑥に定める 名称の文字の前に「□倍希釈時」と表示し、□には使用方法に 表示した希釈倍数を表示する。ただし、別表第19の果実飲料 の希釈時の果実の割合の項に定める表示がなされている場合 は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を,原材料に占める重量の割合の高いものから順に,次に定めるところにより表示する。

- ① 使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を表示し、 果粒入り果実ジュースの果粒にあっては、「果粒」の文字の次 に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を表示する。 ただし、使用した果粒以外の果実の種類が2種類以上のものに あっては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占め る重量の割合の高いものから順に2種類の果実名を表示し、そ の他の果実にあっては、「その他」と表示することができる。
- ② みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあっては、①の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と表示することができる。
- ③ 使用した野菜にあっては、その最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した野菜の種類が2種類以上のものにあっては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に2種類の野菜名を表示し、その他の野菜にあっては、「その他」と表示することができる。
- ④ 果実,野菜及び砂糖類以外の原材料にあっては,「果粒」(果粒入り果実ジュース以外のものに限る。),「はちみつ」,「こしょう」,「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,こしょうその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することができる。
- ⑤ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう

		糖果糖液糖」,「果糖ぶどう糖液糖」,「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し,砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と,砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし,ぶどう糖果糖液糖,果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「乳性化液糖」と,砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ⑤ 使用した砂糖類が2種類以上のものにあっては、⑤の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖と、水素素素を使用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖」と、水素素素素を使用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高界糖液糖」と、水素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素素
		果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ⑦ 印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにす
		るもの(以下「印刷瓶入り果実飲料」という。)の場合には, 「異性化液糖」にあっては「液糖」と,「砂糖・異性化液糖」 にあっては「砂糖・液糖」と表示することができる。
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
豆乳類	名称	豆乳にあっては「豆乳」と、調製豆乳にあっては「調製豆乳」と、 豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 ① 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ② 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・半糖

		高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ③ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、②の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合、以砂糖及び砂糖混合果糖流糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
	添加物	使用した添加物を,添加物に占める重量の割合の高いものから順に,第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし,栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
にんじんジュ	名称	にんじんジュースにあっては「にんじんジュース」と、にんじん
ース及びにん		ミックスジュースにあっては「にんじんミックスジュース」と表
じんミックス		示する。
ジュース	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 ① にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と表示する。 ② 果実にあっては、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、果実を破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「レモン(濃縮還元)」等と表示する。 ③ 使用した果実が2種類以上の場合は、②の本文の規定にかかわらず、「果実」の文字の次に括弧を付して、「りんご、レモン」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ④ 野菜にあっては、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「ほうれんそう(濃縮還元)」、

「パセリ(濃縮還元)」等と表示する。

- ⑤ 使用した野菜が2種類以上の場合は、④の本文の規定にかかわらず、「野菜」の文字の次に括弧を付して、「トマト、ほうれんそう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
- ⑥ 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異糖がどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ⑦ 使用した砂糖類が2種類以上の場合は,⑥の規定にかかわらず,「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して,「砂糖, ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し,砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と,砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と,砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし,砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては,「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
- ⑧ にんじん,果実,野菜,砂糖類以外の原材料にあっては,「食塩」,「はちみつ」,「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし,こしょうその他の香辛料にあっては,「香辛料」と表示することができる。